

移住希望者向けおためし住宅 ご案内

| | |
|-------|--|
| 入居対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・中津川市への移住・定住を検討している方 |
| 入居期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年を超えない期間（1年を超えての入居はできません） |
| 家賃 | <ul style="list-style-type: none"> ・入居する住宅の家賃算定方法に準じます。 |
| 入居要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・所得 入居する住宅の所得基準に準じます。 ・住所 入居者全員が中津川市外に住所を有し、移住後中津川市に住所を移せる方。 ・世帯 入居時の世帯主の年齢が40歳以下、ただし同居する中学生以下のお子さんがいれば年齢は問いません。 ・保証人 1名 3親等以内の親族（住所は限定しません） |
| 入居手続 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃の口座引落・水道・電気・ガスなどは、ご自分で手続きしてください。上記について滞納情報があった場合は、退去していただきます。 |
| 退去関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・退去希望日より14日前には退去届を提出してください。 ・入居者の責めに帰すべき破損等の修繕費用は負担していただきます。UIターン住宅はハウスクリーニング代を負担していただきます。 |
| 地域関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内のルールに従ってください。 （地域の掃除・草刈り等への参加、区費・班費等の支払い） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・申し込みについては、通常の市営住宅募集期間内に受け付けます。 ・入居できるのは、申し込み住宅の基準を満たした方です。 *若定（UI）に入居される場合は、定住推進課が入居中等のご相談等の対応をします。 ・暴力団構成員でないこと。 ・単身入居はできません。 ・入居する住宅は、現状での入居となります。 ・入居申し込み後に、家族等の増減があった場合には、すみやかに「同居人異動届」を提出してください。 ・ペットの飼育はできません。 ・家賃を滞納された方は退去していただきます。 ・おためし期間中に正式入居される場合も、通常の市営住宅募集期間内に申し込んでいただきます。 （入居の際、その住宅に定めた保証人2名、敷金をいただきます） （入居者名義の資産がある方は、正式入居できません） ・おためし期間後に正式入居をされる場合は、襖の貼替・畳の表替えを行います。 ・おためし期間内に市営住宅使用者資格を失った方は退去となります。 |